

船舶事故調査報告書

令和元年9月4日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

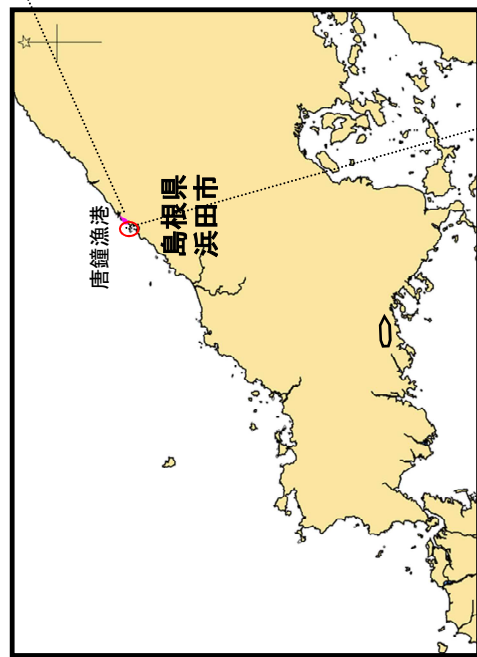
委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗揚
発生日時	平成30年11月25日 11時55分ごろ
発生場所	島根県浜田市唐鐘漁港 唐鐘港南防波堤灯台から真方位186°30m付近 (概位 北緯34°56.4′ 東経132°06.4′)
事故の概要	漁船七福丸は、入航中、消波ブロックに乗り揚げた。 七福丸は、船底の破口等を生じた。
事故調査の経過	平成30年12月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 七福丸、8.5トン SN2-2186（漁船登録番号）、国分大敷漁業生産組合 15.95m(Lr)×3.79m×1.05m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数70、昭和61年2月19日
乗組員等に関する情報	船長 男性 65歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和53年12月15日 免許証交付日 平成27年5月26日 (令和3年5月15日まで有効)
死傷者等	なし
損傷	船底に破口及び亀裂、アウトドライブ脱落、主機濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風速 約10m/s、視界 良好 海象：波高 約1.5m、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	本船は、船長及び甲板員6人が乗り組み、定置網の揚収作業の目的で、平成30年11月25日08時00分ごろ唐鐘漁港沖に向けて同漁港を出発した。 本船は、唐鐘漁港沖に着いて定置網を本船に乗せ、11時00分ごろ帰途につき、唐鐘漁港へ入航中、突然、船内外機のアウトドライブ（以下「推進器」という。）が動かなくなった。 船長は、推進器を確認すると、クラッチ等を作動させる作動油がゴム製油圧管付近から漏えいしていたので、本船が唐鐘港南防波堤の消

	<p>波ブロックに乗り揚げないよう船尾にえい航していた伝馬船で本船を沖に出そうとしたが、風浪によって圧流されて出すことができなかった。</p> <p>本船は、救援に来た僚船にえい航索を取ろうと試みたものの、波が高くて取ることができず、11時55分ごろ唐鐘港南防波堤の消波ブロックに乗り揚げた。</p> <p>船長及び甲板員は、消波ブロックを伝って陸上に上陸した。</p> <p>本船は、サルベージ船で引き揚げられた後、廃棄処理された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 本船の損傷状況 参照)</p>
その他の事項	<p>本船の喫水は、船首約1.5m、船尾約1.5mであった。</p> <p>本船の推進器部は、約20年前、プロペラの修理に併せて点検が行われていたが、その後点検が行われていなかった。</p> <p>本船は、船尾部の甲板の船倉内に重さ約30kgの錨を装備していた。</p> <p>船長は、本船を沖に出すことしか頭になく、錨を使用することを忘れていたと、本事故後に思った。</p> <p>船長は、ウエットスーツを、甲板員は、救命胴衣を着用していた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>あり</p> <p>本船は、唐鐘漁港へ入航中に推進器が故障した際、船長が錨を使用して船体の圧流防止措置を講じなかったことから、風浪に圧流されて唐鐘港南防波堤の消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>本船の推進器は、ゴム製油圧管が経年劣化によって破損したことから、同破損部から作動油が漏洩して作動しなくなった可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が唐鐘漁港へ入航中に推進器が故障した際、船長が錨を使用して船体の圧流防止措置を講じなかったため、風浪に圧流されて唐鐘港南防波堤の消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 推進器が故障した場合には、錨を使用して船体の圧流防止措置を講じること。 ・ 船内外機の推進器部は、定期的に点検及び整備を行うこと。

付図1 事故発生経過概略図



国土地理院 2万5千分の1地形図使用

写真1 本船の損傷状況

